

「男女の賃金の差異」の公表

■男性の賃金に対する女性の賃金の割合

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表  
(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全労働者の男女の賃金差異	99.2%
正規雇用の男女の賃金差異	96.4%
非正規雇用の男女の賃金差異	150.9%

公表日:2023年9月11日

対象期間:令和4年度(令和4年4月から令和5年3月まで)

賃金:退職手当を除く全ての総支給額

毎月1日の雇用契約数を用いた

正規雇用:正規職員

非正規職員:パート、契約職員(派遣職員を除く)